

## 食育推進基本計画(農林水産省)と北九州市食育推進計画

### □食育基本法

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊で活力のある社会の現実に寄与することを目的として、平成17年6月に公布された。

食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることができる人間を育てるもの。

食育の推進に当たっては、国民一人ひとりが「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要。また、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮することが求められる。

食生活指針解説(農水省、文科省、厚労省)より抜粋

### □ 食育推進基本計画(食育基本法第16条1項に基づく国の基本計画)

平成17年6月 食育基本法公布

平成18年度～平成22年度 食育推進基本計画

平成23年度～平成27年度 第2次食育推進基本計画

平成28年度～令和2年度 第3次食育推進基本計画

令和3年度～令和7年度 第4次食育推進基本計画

### □ 北九州市食育推進計画について

食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として策定

年度	平成												令和										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国計画	食育推進基本計画					第2次食育推進基本計画					第3次食育推進基本計画					第4次食育推進計画							
市計画				北九州州食育推進計画					第二次食育推進計画					第三次食育推進計画					次期食育推進計画				

食育基本法より抜粋

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているとは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。